



栃木県公報

平成27年
12月24日(木)
号外
第75号

目次

条 例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定	6
○栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例の制定	6
○地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例の制定	9
○栃木県がん登録等審議会条例の制定	10
○栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定	11
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理	16
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	20
○栃木県手数料条例の一部改正	21
○栃木県県税条例の一部改正	22
○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	26
○栃木県立産業技術専門校条例及び栃木県手数料条例の一部改正	26
○栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正	27
○栃木県図書館設置条例の一部改正	27
○栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正	28
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止	29
○栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部改正	29

本号で公布された条例のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定（栃木県条例第46号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 個人番号を利用することができる事務は、県の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とすることとしました。
- 県の執行機関は、1の事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができることとしました。（以上第2条関係）
- この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

◇栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例の制定（栃木県条例第47号）

1 設置（第1条関係）

日光国立公園の自然に親しみ、国際的な避暑地として発展した中禅寺湖畔の歴史と文化についての理解を深める場を提供することにより、県民福祉の増進に資するため、栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設（以下「記念施設」という。）を設置することとしました。

2 名称及び位置（第2条関係）

記念施設の名称及び位置は、次のとおりとすることとしました。

名	称	位	置
---	---	---	---

英国大使館別荘記念公園	日光市
イタリア大使館別荘記念公園	日光市
中禅寺湖畔ポートハウス	日光市

3 利用の許可（第4条関係）

記念施設のうち一定の施設（以下「許可対象施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならないこととしました。

4 指定管理者による管理（第10条関係）

知事は、記念施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとしました。

5 利用料金（第12条関係）

(1) 許可対象施設の利用の許可を受けた者は、当該許可利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならないこととしました。

(2) 記念施設のうち一定の施設に入館しようとする者は、観覧料を指定管理者に支払わなければならないこととしました。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 英国大使館別荘記念公園は、規則で定める日から利用に供することとしました。

(3) 障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例について、所要の改正をすることとしました。

◇地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例の制定（栃木県条例第48号）

地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において知事の認可を受けて処分しなければならない県からの出資又は支出に係る重要な財産は、帳簿価額が50万円以上の財産とすることとしました。（第2条関係）

2 譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産は、予定価格が7,000万円以上の不動産、動産又は不動産の信託の受益権とすることとしました。（第3条関係）

3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県がん登録等審議会条例の制定（栃木県条例第49号）

1 設置（第1条関係）

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）として、栃木県がん登録等審議会（以下「審議会」という。）を置くこととしました。

2 所掌事務（第2条関係）

審議会は、次に掲げる事務をつかさどることとしました。

(1) 法及びがん登録等の推進に関する法律施行令の規定により合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。

(2) (1)のほか、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報に係る事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べること。

3 組織（第3条関係）

(1) 審議会は、委員8人以内で組織し、委員は、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。

(2) 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるとし、臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。

4 会長及び副会長（第5条関係）

審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任することとしました。

5 会議（第6条関係）

(1) 審議会の会議は、会長が招集することとしました。

(2) 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決すること

ができないこととしました。

- (3) 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとしました。

6 その他

審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

7 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

◇栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定（栃木県条例第50号）

中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「中小企業・小規模企業の振興」、「中小企業者」、「小規模企業者」、「中小企業支援団体」、「金融機関等」、「大企業者」及び「教育機関等」の意義を定めることとしました。

2 基本理念（第3条関係）

- (1) 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨として推進されなければならないこととしました。
- (2) 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者が供給する原材料、製品及び役務の積極的な利用が図られるよう推進されなければならないこととしました。
- (3) 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者が多様な事業の分野における特色ある事業活動を通じて、地域社会の発展及び地域住民の生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に推進されなければならないこととしました。
- (4) 中小企業・小規模企業の振興は、県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、教育機関等及び県民が相互に連携を図りながら協力することにより推進されなければならないこととしました。
- (5) 中小企業・小規模企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の地域資源（以下「地域資源」という。）の持続的な活用が図られるよう推進されなければならないこととしました。
- (6) 特に小規模企業の事業の持続的な発展については、小規模企業者の経営資源の活用が図られるとともに、小規模企業者が多様な主体と連携し、及び協働することにより推進されなければならないこととしました。

3 県の責務（第4条関係）

県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。

4 中小企業者の努力（第5条関係）

中小企業者は、経済社会情勢の変化に対応してその事業の発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする事としました。

5 中小企業支援団体等の役割

- (1) 中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第6条関係）
- (2) 金融機関等は、中小企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする事としました。（第7条関係）
- (3) 大企業者は、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業の重要性について理解を深め、中小企業の発展に貢献するよう努めるものとする事としました。（第8条関係）
- (4) 教育機関等は、教育又は職業訓練を通じて勤労及び職業に対する意識の啓発を行うよう努めるとともに、職業に関する教育又は職業訓練を行う場合にあっては、実践的で充実した教育又は職業訓練を行うよう努めるものとする事としました。（第9条関係）
- (5) 県民は、中小企業・小規模企業の振興が地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、中小企業者が供給する製品及び役務の利用を通じて中小企業の発展に協力するよう努めるものとする事としました。（第10条関係）

6 県と市町村との協力（第11条関係）

県及び市町村は、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。

7 財政上の措置（第12条関係）

県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事としました。

8 中小企業・小規模企業の振興に関する指針（第13条関係）

知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する指針を定めなければならないこととしました。

9 中小企業・小規模企業の振興に関する基本的施策

- (1) 創業の促進等（第14条関係）
- (2) 新たな技術等の開発の促進（第15条関係）
- (3) 販路開拓の促進（第16条関係）
- (4) 地域資源の活用の促進（第17条関係）
- (5) 海外への事業展開の促進（第18条関係）
- (6) 人材の育成及び確保（第19条関係）
- (7) 資金の円滑な供給（第20条関係）
- (8) 産学官金連携（第21条関係）
- (9) 災害時等における事業継続（第22条関係）
- (10) 小規模企業者への配慮（第23条関係）

10 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理（栃木県条例第51号）

1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

- (1) 職員の退職手当に関する条例（第3条関係）
- (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（附則第6条関係）
- (3) 職員の再任用に関する条例（附則第2項関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成27年10月1日から適用することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第52号）

1 栃木県権限移譲実施計画に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。

2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1及び別表第2関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第53号）

1 採石法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）

2 この条例は、平成27年12月26日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第54号）

地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予に関し必要な事項を定めるため、次のとおり改正することとしました。

1 徴収猶予

- (1) 徴収猶予（その猶予期間の延長を含む。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又はその分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする事等としました。（第17条の2関係）
- (2) 申請書の記載事項、申請書に添付すべき書類等を定めることとしました。（第17条の3関係）

2 換価の猶予

(1) 職権による換価の猶予（第17条の4関係）

ア 職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月に分割して納付し、又は納入させるものとする事としました。

イ アのほか、職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）に係る徴収金を分割して納付し、

又は納入させる場合については、徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法に関する規定を準用することとしました。

ウ 必要があると認めるときに滞納者に対し提出を求めることができる書類を定めることとしました。

(2) 申請による換価の猶予（第17条の5関係）

ア 申請期限は、徴収金の納期限から6月以内とすることとしました。

イ 申請による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月に分割して納付し、又は納入させるものとする事としました。

ウ イのほか、申請による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合については、徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法に関する規定を準用することとしました。

エ 申請書の記載事項、申請書に添付すべき書類等を定めることとしました。

3 担保を徴する必要がない場合（第17条の6関係）

徴収猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予（以下「徴収猶予等」という。）に係る金額が100万円以下である場合、徴収猶予等の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合を、担保を徴する必要がない場合とする事としました。

4 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（栃木県条例第55号）

1 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設長の資格要件のうち年齢要件に係る規定を削除することとしました。（第10条関係）

2 この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

◇栃木県立産業技術専門校条例及び栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第56号）

1 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県立産業技術専門校条例第3条及び第4条並びに栃木県手数料条例別表第1関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正（栃木県条例第57号）

1 宇都宮市に栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園を設置することとしました。（別表関係）

2 この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

◇栃木県図書館設置条例の一部改正（栃木県条例第58号）

1 足利市への移管に伴い、栃木県立足利図書館を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名及び第1条～第3条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

(2) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 栃木県手数料条例（別表第1関係）

イ 栃木県図書館協議会に関する条例（題名、第1条及び第2条関係）

◇栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正（栃木県条例第59号）

1 栃木県小山警察署の新築移転に伴い、その位置を小山市大字神鳥谷に改めることとしました。（別表関係）

2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止（栃木県条例第60号）

1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、電子証明書の発行等に係る事務を地方公共団体情報システム機構が行うこととなるため、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部改正（栃木県条例第61号）

1 収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求は、当該収支報告書及び証拠書類の写しを提出すべき期間の末日の翌日から起算して90日を経過する日の翌日（収支報告書等修正届の閲覧又は写しの交付の請求にあっては、同日又は当該収支報告書等修正届が議長に提出された日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日の

いずれか遅い日) からすることができることとしました。(第12条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九条第二項の規定に基づき、個人番号(法第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 県の執行機関は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報(法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。)であつて自らが保有するものを利用することができる。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十七号

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例

(設置)

第一条 日光国立公園の自然に親しみ、国際的な避暑地として発展した中禅寺湖畔の歴史と文化についての理解を深める場を提供することにより、県民福祉の増進に資するため、栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設(以下「記念施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 記念施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
英国大使館別荘記念公園	日光市
イタリア大使館別荘記念公園	日光市
中禅寺湖畔ボートハウス	日光市

(休園日又は休館日及び利用時間)

第三条 記念施設の休園日又は休館日及び利用時間は、規則で定める。

(利用の許可)

第四条 記念施設のうち別表第一に掲げる施設（以下「許可対象施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第五条 知事は、記念施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしてはならない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その他記念施設の管理上支障があるとき。

(許可の条件)

第六条 知事は、第四条の許可をする場合においては、記念施設の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第七条 第四条の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又はその許可に係る施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第八条 知事は、許可利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

- 一 第五条各号の規定に該当するに至ったとき。
- 二 第六条の条件に違反したとき。
- 三 偽りその他不正の手段により第四条の許可を受けたとき。
- 四 その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定に基づく処分により許可利用者に損失が生じても、県は、その補償の責任を負わない。

(原状回復)

第九条 記念施設の利用者は、記念施設の利用を終了したとき（許可利用者にあつては、前条第一項の規定により許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに利用に係る施設（附属設備及び物品を含む。第十一条第一号において同じ。）を原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第十条 知事は、記念施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により記念施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第四条から第六条まで及び第八条の規定の適用については、第四条から第六条までの規定及び第八条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。

(業務の範囲)

第十一条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 記念施設の施設の維持管理に關すること。
- 二 許可対象施設の利用の許可に關すること。
- 三 記念施設の運営に關すること。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(利用料金)

第十二条 許可利用者は、当該許可利用に係る料金（以下「施設利用料」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 記念施設のうち別表第二に掲げる施設に入館しようとする者は、観覧料を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 施設利用料又は前項の観覧料（以下「利用料金」という。）は、別表第一又は別表第二に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。

(利用料金の免除等)

第十三条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(遵守事項)

第十四条 記念施設の利用者は、記念施設の利用に当たっては、規則で定める事項を守らなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、記念施設の管理に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(供用開始)

- 2 英国大使館別荘記念公園は、規則で定める日から利用に供するものとする。

(障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に關する条例の一部改正)

- 3 障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に關する条例（平成五年栃木県条例第二

号) の一部を次のように改正する。

別表栃木県立日光自然博物館の項の次に次のように加える。

英国大使館別荘記念公園	観覧料
イタリア大使館別荘記念公園	観覧料

別表第1 (第4条、第12条関係)

1 英国大使館別荘記念公園

施 設 区 分	施 設 利 用 料 の 基 準 額
ギ ャ ラ リ ー	1日につき 1,390円

2 イタリア大使館別荘記念公園

施 設 区 分	施 設 利 用 料 の 基 準 額
ギ ャ ラ リ ー	1日につき 910円

3 中禅寺湖畔ポートハウス

施 設 区 分	施 設 利 用 料 の 基 準 額
ギ ャ ラ リ ー	1日につき 2,540円

別表第2 (第12条関係)

区 分	観覧料の基準額 (1人1日につき)			
	単 独 利 用 の 場 合		共 通 利 用 の 場 合	
	大 人	小 人	大 人	小 人
英国大使館別荘本邸	200円	100円	300円	150円
イタリア大使館別荘本邸及び副邸	200円	100円		

備考 「小人」とは、満4歳以上の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

(自然環境課)

地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十八号

地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」とい

う。)第六條第四項及び第四十四條第一項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定めるものとする。

(法第六條第四項の条例で定める重要な財産)

第二條 法第六條第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二條の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあつては、当該申請の日におけるその額)が五十万円以上の財産(その性質上同條の規定により処分することが適当でないものを除く。)とする。

(法第四十四條第一項の条例で定める重要な財産)

第三條 法第四十四條第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価額)が七千万円以上の不動産(不動産を信託する場合における当該不動産を除き、土地については一件二万平方メートル以上のものに限る。)、動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県がん登録等審議会条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十九号

栃木県がん登録等審議会条例

(設置)

第一條 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号。以下「法」という。)第十八條第二項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「合議制の機関」という。)として、栃木県がん登録等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二條 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法及びがん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)の規定により合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。
- 二 前号に規定するもののほか、がん(法第二條第一項に規定するがんをいう。以下同じ。)の罹患、診療、転帰等に関する情報に係る事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べること。

(組織)

第三條 審議会は、委員八人以内で組織する。

- 2 委員は、がん、がん医療等(法第一條に規定するがん医療等をいう。)又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者のうちから、知事が

任命する。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(健康増進課)

栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第五十号

栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 中小企業・小規模企業の振興に関する指針（第十三条）

第三章 中小企業・小規模企業の振興に関する基本的施策（第十四条―第二十三条）

附則

栃木県は、首都圏北部に位置する地理的優位性や交通の高い利便性を有するとともに、産業活動の基盤となる土地や水資源にも恵まれ、ものづくり産業をはじめ多彩な産業が成長し、経済発展を遂げてきた。

そのような経済発展の中で、中小企業は多様な事業活動を通じて本県経済の成長を支える役割を果たし、その多くを占める小規模企業は地域の雇用を支える等地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、人口の減少及び少子高齢化に伴う内需の縮小や経済活動の国際化の進展等に伴う急激な環境の変化により、中小企業は厳しい経営環境に置かれており、経営資源の確保が困難な小規模企業は特に厳しい経営環境に直面している。

このような状況に鑑み、本県の経済及び社会が今後も発展していくためには、今、改めて中小企業の果たす役割とその重要性についての認識を共有し、中小企業の成長発展と小規模企業の事業の持続的な発展に向けて取り組んでいくことが必要である。

ここに、私たちは、中小企業・小規模企業の振興について県を挙げて推進することを決意し、そのよりどころとするため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業・小規模企業の振興 中小企業の多様で活力ある成長発展及び小規模企業の事業の持続的な発展を図ることをいう。
- 二 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 三 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 四 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、指定法人（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人

をいう。)その他の中小企業の支援を目的とする団体であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

五 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

六 大企業者 中小企業者以外の事業者(金融機関を除く。)であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

七 教育機関等 大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関、公共職業能力開発施設及び研究機関であつて、県内に所在するものをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨として推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者が供給する原材料、製品及び役務の利用が地域の経済循環を創出し、中小企業の発展に資することに鑑み、その積極的な利用が図られるよう推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者が多様な事業の分野における特色ある事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等地域社会の発展及び地域住民の生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、教育機関等及び県民が相互に連携を図りながら協力することにより推進されなければならない。

5 中小企業・小規模企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の地域資源(以下「地域資源」という。)の持続的な活用が図られるよう推進されなければならない。

6 特に小規模企業の事業の持続的な発展については、小規模企業者の経営資源の活用が図られるとともに、小規模企業者が多様な主体と連携し、及び協働することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域における雇用機会の創出並びに従業員の労働環境の整備及び福祉の向

上に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第六条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業者の多様な需要に対応するため、当該中小企業支援団体の職員の業務遂行能力の向上に努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第七条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第八条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業の重要性について理解を深め、中小企業の発展に貢献するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第九条 教育機関等は、基本理念にのっとり、教育又は職業訓練を通じて勤労及び職業に対する意識の啓発を行うよう努めるとともに、職業に関する教育又は職業訓練を行う場合にあっては、実践的で充実した教育又は職業訓練を行うよう努めるものとする。

2 大学及び高等専門学校並びに研究機関は、中小企業・小規模企業の振興に資する人材の育成に努めるとともに、中小企業者との共同研究、中小企業者の技術の向上を図るための支援、研究成果の中小企業者への移転その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第十条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、中小企業者が供給する製品及び役務の利用を通じて中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(県と市町村との協力)

第十一条 県及び市町村は、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 中小企業・小規模企業の振興に関する指針

第十三条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 中小企業・小規模企業の振興に関する基本的方向

- 二 中小企業・小規模企業の振興に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な事項
- 3 知事は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、指針の変更について準用する。

第三章 中小企業・小規模企業の振興に関する基本的施策

(創業の促進等)

第十四条 県は、創業の促進並びに中小企業者による経営の改善及び向上の促進並びに事業の承継の円滑化を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(新たな技術等の開発の促進)

第十五条 県は、中小企業者による新たな技術、製品及び役務の開発の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(販路開拓の促進)

第十六条 県は、中小企業者による販路の開拓の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地域資源の活用の促進)

第十七条 県は、中小企業者による地域資源を活用した事業活動の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(海外への事業展開の促進)

第十八条 県は、中小企業者による海外への事業の展開の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第十九条 県は、中小企業者の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(資金の円滑な供給)

第二十条 県は、中小企業者の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(産学官金連携)

第二十一条 県は、産学官金連携（中小企業者、中小企業支援団体、教育機関等、県、市町村及び金融機関等が相互に連携を図りながら協力することをいう。）による研究成果の移転及び事業化の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(災害時等における事業継続)

第二十二条 県は、災害が発生した場合等における中小企業者の事業の継続が円滑に行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第二十三条 県は、小規模企業者の経営に関する相談、指導、研修等に係る体制を整備するとともに、小規模企業者の事業活動に必要な経営資源の確保を図るため、必要な施策を講ずる